

政府

ベトナム社会主義共和国

自立 - 自由 - 幸福

番号: 58/2022/ND-CP

ハノイ、2022 年 8 月 31 日

ベトナム
における外国非政府組織の登録および運営管理に関する議定

2015 年 6 月 19 日の政府組織法に基づき、

2015 年 6 月 19 日の地方政権組織法に基づき、

2019年11月22日政府組織法及び地方政権組織法の一部の改正及び補充に関する法律に基づき、

2015 年 6 月 22 日の法律文書の公布に関する法律に従い、2020 年 6 月 18 日付の法律文書の公布に関する法律のいくつかの条文を改正および補足する法律。

外務大臣の提案により、

政府は、ベトナムにおける外国非政府組織の登録および運営管理に関する議定を公布します。

第 1 章 総則

第1条 調整範囲

この議定は、ベトナムにおける外国非政府組織（以下、外国非政府組織という）の運営登録と、ライセンスの付与における関連機関および組織の責任を規定している。

第2条 適用対象

1. この議定は、ベトナムにおける非利益およびその他の目的でない支援活動、八手の支援に従事する外国非政府組織に適用される。

2. この議定は、関連する中央機関および組織、省および中央直轄市の人民委員会、ベトナムのパートナー機関に適用される。

第3条 用語の説明

この議定では、次の用語は以下のように解釈されます。

1. 「外国非政府組織」とは、外国の法律に基づいて設立された非営利組織、外国における社会基金または私的基金を使用して運営する。海外からの合法的な資金源を持っており、ベトナムにおける開発援助およびボランティア活動は、営利目的およびその他の目的ではない。ベトナムの組織や個人からの金銭的寄付、募金活動、または募金活動を行わない。

2. 「ベトナムにおけるパートナー機関」とは、ベトナムの法律に基づいて設立され、外国非政府組織との協力に関する協定を締結している。ベトナムにおける活動を展開するために外国非政府組織から援助を受けている機関または組織を意味します。

3. 「登録証明書」とは、本議定に従ってその活動を登録する外国非政府組織に対して所轄官庁が発行する書面による証明書を意味する。登録簿謄本には、営業登記簿謄本と駐在員事務所登記簿謄本があります。

4. 「駐在員事務所」とは、外国非政府組織に所属し、外国非政府組織の承認を受けて代表する任務を有する組織を意味する。

5. 「代表者、駐在員事務所の長」とは、外国非政府組織の公式の代表者であり、外国非政府組織のすべての活動についてベトナムの法律および国家管理機関に対して責任を負うものを意味します。代表者、駐在員事務所の長は、外国人またはベトナム人です。

第 4 条 外国非政府組織に対するベトナム政府の方針

1. 外国非政府組織が開発援助と人道援助を提供することを奨励し、有利な条件を作り出すこと。
2. 外国非政府組織の合法的な権利と利益を確保する。
3. ベトナムの法律およびベトナムが締約国である国際条約に従って、外国非政府組織の運営を効果的に管理する。

第 5 条 外国非政府組織に対する禁止行為

1. 国益に反し、法律に違反し、国防、治安、秩序およびベトナム社会全体の安全を侵害する宗教活動およびその他の活動を組織、実施、参加、後援すること。
2. 開発援助や人道援助を目的とせず、営利を目的として活動を組織、実行、参加すること。
3. 他国の政府の打倒、テロ組織、テロ活動に対する資金提供活動。
4. マネーロンダリング活動の組織化、参加、後援、またはマネーロンダリングに関連する行為。
5. 社会倫理、慣習、伝統、国家の文化的アイデンティティに反するその他の活動を組織、参加、後援し、ベトナムの団結力を弱体化させること。

第 6 条 外国非政府組織に関するデータベース

1. 外国非政府組織に関するデータベースは、外国非政府組織に関する情報を保存および共有するために、外国非政府組織および外国非政府組織の活動に関する情報をベトナムの法律に従って収集したものです。

2. 外国非政府組織に関するデータベースは、国家公共サービスポータルおよび外務省の公共サービスポータル、国家データベース、省庁、省庁同格機関、政府付属機関のデータベース、省および中央直轄市の人民委員会は、外国非政府組織の登録および運営管理における行政手続きの処理を支援します。

3. 外国非政府組織のデータベース内の情報：

a) 外国非政府組織に関するデータベースの情報には、以下が含まれます。

- 情報は、外国非政府組織がベトナムで活動するために登録するときに確立されます。

- 複写版または電子複写版は登録証明書の付与、延長、修正、補足、または再発行のための申請ファイルの正式にデジタル署名された。

- 定期レポートおよび非定期レポート。

- その他の関連情報（ある場合）；

b) 外国非政府組織に関するデータベースの情報は、次の情報源から確立されています。

- 登録証明書の付与、延長、修正、補足、または再付与の申請ファイルで外国非政府組織によって提供された情報。

- 外国非政府組織によってデータベース上で更新された情報；

- ベトナムの管理機関が提供する情報；

- 情報は、登録証明書からデジタル化および標準化されます。

- 情報は、以前に確立されたデータベースから共有、変換、正規化されます。

4. 外国非政府組織に関するデータベースの構築、更新、管理、活用および使用の原則：

a) 外国非政府組織のデータベースの情報が完全かつ正確に保管されている。ベトナムの法律の規定に従って、正しい目的で効果的にそれを利用および使用する。

b) 外国非政府組織のデータベースは、法律の規定に従って厳重に保護され、安全です。情報技術に関する標準および技術規制を遵守する。データベースシステム全体の互換性、安全性、透明性を確保します。

5. 外国非政府組織に関するデータベース情報の管理、利用、提供：

a) 外務省は、外国非政府組織に関するデータベースの構築と運用について主要な責任を負うものとする。外国非政府組織に関するデータベースの管理、利用、および運用に関する規則を公布し、NGOに関するデータベースが利用可能になった後、オンライン形式で行政手続きの実施を指導する。権限のある国家管理機関、省および中央直轄市の人民委員会、外国非政府組織に関する作業委員会の常任機関、およびデータベースにアクセスするための登録証明書を付与された外国 NGO に ID 番号とアカウントを発行する。

b) 権限のある国家管理機関、省および中央直轄都市の人民委員会、外国非政府組織および外国非政府組織の活動のための委員会の常任機関非政府組織；

c) 外務省、権限のある国家管理機関、省および中央直轄都市の人民委員会、外国非政府組織および外国の組織の活動のための委員会の常設機関 外国非政府組織登録証明書を付与された国は、外国 NGO のデータベース内の情報を定期的に更新する責任があります。

第二章

付与、更新、修正、補足、結果、活動の一時停止、終了および登録の取り下げの権限 、 外国NGO法人の所在地と活動、登録期間

第 7 条. 登録書類の付与、延長、修正、補足、再発行、一時停止、終了、および取消の権限

外務省は、外国非政府組織の登録書類の発行、更新、修正、補足、再発行、一時停止、終了、および取り消しを行う機関です。

第 8 条 外国非政府組織の活動分野

1. 外国非政府組織は、登録書類に指定された地域および分野に従って活動することが許可されています。
2. 外国非政府組織は、ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市の 3 つの場所のいずれかに 01 駐在員事務所を設置することができます。
3. 外国非政府組織の駐在員事務所は、ベトナムの党、国家、社会政治組織の機関の本部にはおいてはいけません。

第 9 条 登録証の有効期間

1. 運営登録証の有効期間は、発行日から 3 年以内です。駐在員事務所登録証明書の有効期間は、発行日から 5 年以内です。登録証明書の有効期間は、設立地の法律に基づく外国非政府組織の活動登録期限を超えてはならない。
2. 登録証明書は、各タイプに対応する期間で更新されるものとし、設立地の法律に基づく外国非政府組織の活動登録期限を超えてはならない。

第三章

条件、順序、申請の手続き、延長、更新、追加または再発行の手続き

セクション 1

登録証明書の条件、順序、申請の手続き、延長、更新、追加または再発行の手続き

第 10 条 運転登録証の交付条件

外国非政府組織は、次の条件を満たしている場合、操作登録証明書を付与される場合があります。

1. 設立された国または地域の法律に従って有効な法的資格を有すること。
2. ベトナムの利益とニーズに適した明確な定款、原則、運営目的を持つこと。
3. 3 年間のベトナムにおける開発援助および人道援助の暫定的なプログラム、プロジェクト、および非プロジェクトに関する具体的な提案があります。
4. ベトナム駐在員の提案。

第 11 条 登録証交付の順序及び手続

1. 外国非政府組織は、外国非政府組織委員会に直接または、郵便サービス、またはオンラインで、次の文書を含む、運営登録証明書の申請書類一式を提出するものとします。

- a) 本議定の付録に規定されているフォーム No. 03a に従って作成された、事業登録証明書の申請書 01部。
- b) 定款のコピー 1 部と、外国非政府組織の法的資格を証明する文書のコピー 1 部。
- c) ベトナムで 3 年以内に実施される予定のプログラム、プロジェクト、および非プロジェクトの内訳 1部。
- d) 代表者の承認申請書 1 部以下の文書を含む：
 - 組織長によって署名され、押印された任命決定；
 - 代表者として承認される予定の人物の 01 略歴；
 - 代表者として承認される予定の人物の 01 の司法記録。過去 6 か月以内に、その人物が国籍を有する国または6か月以上滞在した国の管轄機関によって発行されたもの。
 - 代表者として承認される予定の人物が外国人の場合、有効なパスポートのコピー 1 部。任命者がベトナム人の場合、有効なパスポート、ID カード、または市民 ID カードのコピー 1 部。

上記書類の外国語で書かれた文書は、ベトナムが加盟している国際条約または相互主義の原則に基づいて領事認証を免除されている場合を除き、ベトナム法に従って認定されたベトナム語翻訳を添付して領事認証されている必要があります。

2. 2 営業日以内に、外国非政府組織に関する作業委員会は、本条第 1 項の規定に従って、外国非政府組織の申請ファイルの構成を調査し、外国非政府組織に追加を要求するものとする。必要に応じて書類。

3. 完全な書類を受け取った後、2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は、公安省、計画投資省、および計画投資省に書面による要請を送るものとする。総務、財務省、ベトナム国家銀行、外国非政府組織が活動するために登録している分野の国家管理に特化した省庁および省庁レベルの機関活動するための登録および外国 NGO からの援助の受領を承認する機関。

4. 外国非政府組織問題委員会から文書を受け取った日から 10 営業日以内に、相談を受けた機関は書面で回答しなければならない。

5. 機関からすべての意見を受領してから 2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は、本条第 1 項に規定された外国非政府組織の書類を、関連機関の意見とともに、外務省鑑定。

6. 本条第 1 項の外国非政府組織の完全な書類および関連機関の意見を受領した日から 10 営業日以内に、外務省は書類を評価し、決定を下すものとする。運営登録証明書を取得し、その結果を外国非政府組織活動委員会に通知します。操業登録証明書は、この議定の付録に指定されているフォーム No. 01 に従って発行されます。鑑定は、意見書の取りまとめ又は鑑定会議の開催により、次の内容で行う。

a) 一式文書の合法性と完全性。

b) ベトナムのガイドライン、方針、政策、および省庁、支部、地方自治体の特定の開発目標に対する、外国非政府組織の運営目的および原則の関連性。

c) 外国非政府組織の法的資格と活動；

d) 代表者の身元確認、履歴。

d) 外国非政府組織の活動の効率性と社会経済、安全、社会秩序への影響。

7. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の完全かつ有効な書類を受領した日から 30 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は、外国非政府組織に登録証明書を転送するものとする。政府機関、外国NGO への直接または郵便による活動。申請が承認されない場合、外国非政府組織に関する作業委員会は、理由を明確に記載した書面で通知するものとする。

第 12 条 活動登録証の延長の順序及び手続

1. 外国非政府組織は、運営登録証明書の有効期限が切れる少なくとも 60 日前に、外国非政府組織委員会に直接、郵送またはオンラインでそれを提出しなければならない。以下の文書を含む操作登録証明書：

a) 本議定の付録に指定されたフォーム No. 03a に従って作成された、事業登録証明書の延長申請書 01。

b) 事業登録証の原本 1 通。

c) 過去 3 年間にベトナムで実施された外国非政府組織の活動と、今後 3 年間に実施される予定の具体的な活動計画をまとめた報告書 1 部。

上記書類の外国語の文書には、ベトナム語の翻訳を添付し、ベトナムの法律の規定に従って公認する必要があります。

2. 事業登録証を延長する手順と手続は、この議定第 11 条の 2、3、4、5、6、7 項の規定に従うものとする。

第 13 条 事業登録証の変更、追加及び再交付の順序及び手続

1. 外国非政府組織は、外国非政府組織問題委員会に、証明書の修正、補足または再発行の要求書類一式 01 を、直接または郵送またはオンラインで提出しなければならない。次のドキュメントが含まれます。

a) この議定の付録に指定されているフォーム No. 03b に従って作成された、修正または補足の要求内容、または再発行の理由（紛失、古い、破損による）を明確に記載した 01 申請書。

b) 事業登録証明書の原本 1 部は、古い、または破損したために修正、追加、または再発行を要求された場合に備えます。01 原本の紛失による再発行の場合の事業登録証明書のコピー。

c) 変更、追加、再発行された内容に関するドキュメント。

2. 2 営業日以内に、外国非政府組織に関する作業委員会は、本条第 1 項の規定に従って、外国非政府組織の申請ファイルの構成を調査し、外国非政府組織に追加を要求するものとする。必要に応じて書類。運営登録証明書の再発行を要求する場合、外国非政府組織委員会は、外国非政府組織の申請ファイルの内容を確認するものとなります。

3. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の書類を完全に受領した後、2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は省同レベルの機関、政府機関、その活動を実行するために登録した省および中央直轄都市の人民委員会外国非政府組織が登録した市町村に事業登録証明書で修正および補足に関する意見を書面による要請を送付するものとする。

4. 外国非政府組織問題委員会から文書を受け取った日から 10 営業日以内に、相談を受けた機関は書面で回答しなければならない。

5. 機関からすべての意見を受領してから 2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は、本条第 1 項に規定された外国非政府組織の書類を、関連機関の意見とともに、外務省が鑑定する。

6. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の完全な書類および関連機関の意見を受領した日から 7 営業日以内に、外務省は書類を評価し、修正するかどうかを決定する。運営登録証明書を修正、補足または補足せず、再発行または再発行せず、その結果を外国非政府組織活動委員会に通知する。鑑定は、意見書を取りまとめるか、運営登録証の修正・補充・再発行が必要な内容について鑑定会議を開催する形で行う。操業登録証明書は、この議定の付録に指定されているフォーム No. 01 に従って修正、補足、および再発行されます。

7. 本条第 1 項に規定されている外国非政府組織の完全かつ有効な書類を受領した日から 25 営業日以内に、外国非政府組織委員会は、事業登録証明書が修正、補足されたものを転送するものとする。または外国非政府組織に直接または郵便サービスで再発行されます。申請が承認されない場合、外国非政府組織に関する作業委員会は、理由を明確に記載した書面で通知するものとする。

セクション 2. 条件、順序、申請の手続き、延長、変更の手順、

駐在員事務所登録の再発行

第 14 条 駐在員事務所登記証交付条件

外国非政府組織は、次の条件を満たしている場合に駐在員事務所登録証明書を付与される場合があります。

1. 設立された国または地域の法律による法人の資格を有すること。
2. ベトナムの利益とニーズに適した明確な定款、原則、活動目的を持つこと。
3. ベトナムでの長期的な活動へのコミットメントを持ち、少なくとも 5 年間ベトナムで実施される現場での監視と監督が必要なプログラムとプロジェクトの詳細な統計を作成すること。
4. ベトナムにおける駐在員事務所長の提案があります。

第 15 条 駐在員事務所登記証の交付順序及び手続

1. 外国非政府組織は、代表事務所の登録証明書の発行のために、01 の申請ファイルを直接、郵便サービス、またはオンラインで提出しなければならず、次の書類が含まれます。

a) 駐在員事務所の設立登録証明書の申請書 01 は、本議定の付属書に規定されているフォーム No. 03a に従って作成される。

b) 定款のコピー 1 部と、外国非政府組織の法的資格を証明する文書のコピー 1 部。

c) ベトナムで 5 年以内に 1 つまたは複数の地域で実施される予定のプログラムおよびプロジェクトの詳細な統計 1 部

d) 駐在員事務所の設立登録証明書の申請書を提出する前の連続した 3 年間に実施されたプログラム、プロジェクト、および非プロジェクトの詳細な統計（ある場合）の 01部。

d) 駐在員事務所の所長の承認申請書 1 通。以下の書類を含む。

- 01 組織の長によって署名され、押印された任命決定；

- 駐在員事務所の所長として承認される予定の人物の 01 略歴。

- 駐在員事務所の所長として行動することを承認されることを提案された人物の 01 司法記録。彼が国民である国または彼が過去 6 か月以内に永住した国の管轄機関によって発行されたもの。

- 駐在員事務所の代表者が外国人の場合、有効なパスポートのコピー 1 部。駐在員事務所の所長として行動するための承認を要求する人物がベトナム国民である場合、有効なパスポート、ID カード、または市民 ID カードのコピー 1 部。

上記書類の外国語で書かれた文書は、ベトナムが加盟している国際条約または相互主義の原則に基づいて領事認証を免除されている場合を除き、ベトナム法に従って認定されたベトナム語翻訳を添付して領事認証されている必要があります。

2. 2 営業日以内に、外国非政府組織に関する作業委員会は、本条第 1 項の規定に従って、外国非政府組織の申請書の構成を調査し、必要に応じて書類外国非政府組織に追加を要求するものとする。

3. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の書類を完全に受領した後、2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は公安省、計画投資省、内務省、財務省、ベトナム国家銀行、省庁および NGO が活動を展開するために登録している分野の国家管理を専門とする省庁レベルの機関、外国非政府組織が活動を展開し、代表事務所と承認機関を配置するために登録する省および中央直轄都市の人民委員会に意見を収集するために書面による要請を送付するものとする。

4. 外国非政府組織問題委員会から文書を受け取った日から 10 営業日以内に、相談を受けた機関は書面で回答しなければならない。

5. 機関からのすべてのコメントを受領した日から 2 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は、外務省に本条第 2 項で指定された外国非政府組織の書類を転送し、申請してもらう。

6. 本条第 1 項に規定する外国非政府組織の完全な書類および関連機関の意見を受領した日から 10 営業日以内に、外務省は書類を評価し、付与するか否かを決定する。駐在員事務所登録証明書を発行し、その結果を外国非政府組織活動委員会に通知します。駐在員事務所の設立登録フォームは、この議定と共に発行された付録に指定

されているフォーム No. 02 に従って発行されます。鑑定は、意見書の取りまとめ又は鑑定会議の開催により、次の内容で行う。

a) 一式文書の合法性と完全性。

b) ベトナムのガイドライン、方針、政策、および省庁、支部、地方自治体の特定の開発目標に対する、外国非政府組織の運営目的および原則の関連性。

c) 外国非政府組織の法的資格と活動；

d) 駐在員事務所の所長の身元と履歴書。

d) 外国非政府組織の活動の効率性と社会経済、安全、社会秩序への影響。

7. 本条第 1 項で指定された外国非政府組織の完全かつ有効な書類を受領した日から 30 営業日以内に、外国非政府組織問題委員会は申請書を外国非政府組織に転送するものとする。政府組織 外国非政府組織への駐在員事務所の設立を、直接または郵便で登録します。申請が承認されない場合、外国非政府組織に関する作業委員会は、理由を明確に記載した書面で通知するものとする。

第 16 条 駐在員事務所登録証明書の延長の順序及び手続

1. 駐在員事務所を設立するための登録証明書の有効期限が切れる少なくとも 60 日前に、外国非政府組織はそれを非政府組織運営委員会に直接、郵便サービス、またはオンラインで提出しなければならない。以下の書類を含む、外国政府による駐在員事務所登録証明書の延長：

a) 駐在員事務所登録証明書の延長申請書 1 通。本議定の付属書に規定されているフォーム No. 03a に従って作成される。

b) 駐在員事務所登録証明書の原本 1 通。

c) 付与された駐在員事務所登録証明書の期限内にベトナムに展開された外国非政府組織の活動と、今後 5 年間の具体的な運営計画をまとめた報告書01部。

上記書類の外国語の文書には、ベトナム語の翻訳を添付し、ベトナムの法律の規定に従って認証する必要があります。

2. 駐在員事務所の登録証明書の延長の順序と手続は、この議定第 15 条の 2、3、4、5、6、7 項の規定に従うものとする。

第 17 条 駐在員事務所登記証の変更・追加・再交付の順序及び手続

1. 外国非政府組織は、外国非政府組織問題委員会に、証明書の修正、補足または再発行の要求書類一式 01 を、直接、郵送、またはオンラインで提出するものとします。駐在員事務所の設立には、次の書類が含まれます。

a) この議定の付録に指定されているフォーム No. 03b に従って作成された、変更または追加の要求内容、または再発行の理由（紛失、古い、破損による）を明確に記載した申請書01部。

b) 駐在員事務所登録証明書の原本 1 部は、古いまたは破損しているために変更、追加、または再発行を要求された場合に備えます。原本紛失による再発行の場合の駐在員事務所登録証明書のコピー01部。

c) 変更、追加、再発行された内容に関するドキュメント。

2. 2 営業日以内に、外国非政府組織委員会は、本条第 1 項の規定に従って、外国非政府組織の申請書の構成を調査し、必要に応じて書類を外国非政府組織に追加を要求するものとする。駐在員事務所登録証明書の再発行を申請する場合、外国非政府組織問題委員会は、外国非政府組織の申請書の内容を確認するものとします。

3. 本条第 1 項の規定に従って外国非政府組織から完全な申請書を受け取った後、2 営業日以内に、外国非政府組織に関する作業委員会は、省庁、省庁レベルの機関および政府機関、NGO が所在する省および中央直轄市の人民委員会-外国非政府組織からの援助の受領を承認する機関に駐在員事務所登録証明書の変更および追加される内容に関連するコメントを行うものとする。

4. 外国非政府組織委員会から文書を受領した日から 10 営業日以内に、質問を受けた機関は書面で回答するものとする。

5. 外国非政府組織に関する作業委員会は、本条第 1 項に規定された外国非政府組織の書類および関連機関の意見を評価のために外務省に転送するものとする。

6. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の完全な書類および関連機関の意見を受領した日から 7 営業日以内に、外務省は書類を評価し、変更するかどうかを決定しなければならない。駐在員事務所登録証の追加の有無、再発行の有無、その結果を外国非政府組織委員会に通知する。鑑定は、意見書を取りまとめるか、駐在員事務所登記証の変更、追加、再発行が必要な内容について鑑定会議を開催する形で行う。駐在員事務所の設立登記証明書は、本議定の付属書に規定されているフォーム No. 02 に従って、修正、補足、および再発行されるものとする。

7. 本条第 1 項に規定された外国非政府組織の完全かつ有効な書類を受領した日から 25 営業日以内に、外国非政府組織委員会は、駐在員事務所の設立のための証明書登録を譲渡するものとする。変更、追加、または外国非政府組織に直接または郵送で再発行されたもの。申請が承認されない場合、外国非政府組織に関する作業委員会は、理由を明確に記載した書面で通知するものとする。

章 IV. 外国非政府組織の事業の停止、中止および登録証明書の回収

第18条 活動の停止

1. 以下の場合、外国非政府組織は活動を停止される。

- a) 登録証明書の有効期限が切れても運用を継続する。
- b) 登録証明書に指定された正しいエリアまたは地域以外で活動した場合。
- c) 登録された取引口座と異なる取引口座情報を使用または通知する行為。

2. 外国非政府組織が法律に違反したことを発見した場合、または権限のある国家機関の要請により、外務省は検討し、その外国非政府組織の活動を停止する決定を下す。意見の収集は、関連する国家管理機関に会議を開催するか、書面による要求を送信する形式で行われます。外務省が書面で意見を収集する場合、外務省からの書面による要請の受領日から 10 営業日以内に、相談を受けた機関は書面で外務省に返答しなければならない。機関間で意見が分かれる場合は、外務省が会議を開いて合意する。活動を一時停止する決定は、外国 NGO への通知のために、外国非政府組織に関する作業委員会に転送されます。

3. 活動停止の決定が出されてから 5 営業日以内に、外国非政府組織委員会は、その旨を外国非政府組織に通知するものとする。

4. 活動停止の決定を受領した日から 30 営業日以内に、外国非政府組織は、活動停止の決定で言及された違反を是正し、その結果を外国非政府組織に関する作業委員会に通知しなければならない。

第19条 活動の中止

1. 外国非政府組織は、以下の場合、強制的に活動を停止し、登録証明書を取り消さなければならない：

- a) 本議定第 5 条に定める禁止行為の 1 つ以上を行う。
- b) 登録証明書が付与されてから 12 か月連続して活動がない。
- c) 本議定第 18 条第 4 項に規定された活動停止の決定に規定された是正措置をとらなかった場合。

2. 外国非政府組織が法律に違反したことを発見した場合、または権限のある国家機関の要請により、外務省は、その活動を停止し、登録書類を取り消す決定を検討し、発行するものとする。関連する国家管理機関の意見に基づく組織。意見の収集は、会議の開催または意見書の送付の形で行う。外務省が書面で意見を収集する場合、外務省からの書面による要請の受領日から 10 営業日以内に、相談を受けた機関は外務省に書面で回答するものとする。機関間で意見が分かれる場合は、外務省が会議を開いて合意する。外国非政府組織の活動を終了し、登録証明書を取り消す決定は、外国非政府組織への通知のために、外国非政府組織に関する作業委員会に転送されるものとする。

3. 活動中止の決定が出され、登録証明書が取り消されてから 5 営業日以内に、外国非政府組織委員会は外国非政府組織に活動中止の要請を通知し、登録証明書を取り消すものとする。

4. 外国非政府組織は、その活動を終了し、登録証明書を取り消す決定を受領した日から 60 営業日以内に、その本部の住居、従業員、労働手段、財政的義務(もしあれば)に関する問題およびベトナムの法律に従って、組織および個人に関連する事項を解決しなければならない。

5. 外国非政府組織が独自に活動を終了することを決定した場合、その活動を正式に終了する前の 60 日以内に、外国非政府組織は外務省に付与された登録証明書に同封されている政府組織業務、資産および財務監査に関する報告書、およびベトナムの法律に基づく関連義務の履行の報告書の書面で通知するものとする。

第五章 外国非政府組織の権利と義務

第 20 条 外国非政府組織の権利

1. ベトナムの法律の規定に従って、税に関する優遇措置、物資の輸入品、および労働許可を享受する。

2. ベトナムの法律に従ってプログラムやプロジェクトを実施する目的でベトナムドンまたは外貨の取引口座を商業銀行またはベトナムでの営業許可を取得した外国銀行の支店に開くこと。

3. ベトナム法の規定に従い、口座を通じて外貨またはベトナムドンを受け取る。

4. ベトナムの法律に従い、開発援助およびボランティア活動を提供するために外貨を国外に送金することができる。
5. ベトナムの法律に従い、ベトナムでプログラムやプロジェクトを効果的に実施した功績が認められる。
6. ベトナムで事業を継続する必要がなくなった場合の自己終了。

第 21 条 外国非政府組織の義務

1. ベトナム法の規定に基づき登録および活動する。外国非政府組織の法律違反は、ベトナムの法律に従って取り扱われます。
2. ベトナムのパートナー機関と調整し、登録書類に指定された登録地域およびドメインに従って活動を実施する。
3. 登録証明書を受け取ってから 10 営業日以内に、外国非政府組織は、ベトナムでの取引口座の開設、使用、または変更を通知するものとします。
4. 外国非政府組織は、付与、延長、更新、追加された登録証明書を受け取ってから 45 営業日以内に、省または市人民委員会にその活動の実施に関する計画を通知するものとする。
5. 要請に応じて活動に関する年次および不定期の報告書を作成し、外務省、計画投資省、および国家管理機能を有する省庁および外国非政府組織に関する作業委員会に直接または郵便サービスまたはオンラインで送信する。報告は、この議定の付録に指定されているフォーム No. 05 に従って作成されます。レポートの提出期限は、レポート期間の最終月の 18 日です。レポートされるデータは、レポート期間の前の年の 12 月 15 日からレポート期間の 12 月 14 日まで計算されます。
6. 変更日から 10 日以内に、外国非政府組織の情報を外国非政府組織のデータベースに更新します。

第六章。国家行政機関や関連機関および組織の責任

セクション 1. 国家行政機関の責任

第 22 条 外務省の責任

1. 外国非政府組織に対する対外対策と政策を政府と首相に助言し、提案する。
2. 外国非政府組織の登録および運営管理に関連する法的文書の起草および公布のための所管機関への提出またはその権限に応じた公布の主要な責任を負うこと。
3. 外国非政府組織の登録書類の評価と付与、延長、変更、追加、再付与、活動の一時停止、終了、および登録書類の撤回の主要な責任を負う。
4. この議定の範囲内で、外国非政府組織の登録および運営管理に関する規則の遵守を監視および監査する。

5. 監査の実施と調査の結論を監視し、促し、省庁、省庁レベルの機関、政府付属機関にベトナムの法律に従って違反を処理するよう要請する。

6. ベトナムの法律に従って、苦情や告発を解決する。

7. 外国非政府組織に関するデータベースの構築と運用。

8. 外国非政府組織の登録および運営管理、情報システムを通じたデータの接続および共有の状況について、年次および要求に応じて不定期に首相、政府および情報センターに報告する。報告書は、この議定と共に発行された付録に指定されているフォーム No. 06 に従って作成されます。定期報告書の提出期限は、報告期間の最終月の25日です。レポートされるデータは、レポート期間の前の年の12月15日からレポート期間の12月14日まで計算されます。

9. 政府または首相によって割り当てられた外国非政府組織の登録および運営管理に関連するその他の任務を遂行する。

10. この議定の規定に従い、外国非政府組織に関する作業委員会を強化する決定を公布のために首相に提出すること。

第 23 条 省庁、省庁同格機関及び政府付属機関の責任

1. 一般的な責任：

a) 許可、延長、変更、追加、再発行のための申請書一式の評価、および要求に応じた外国非政府組織の登録証明書の停止、中止、および取消における審査。

b) 省庁、省庁同格機関、および政府付属機関の国家管理下にある部門および分野で活動する外国非政府組織の活動を指導および管理する。

c) ベトナムの法律に従い、管理下にある分野における外国非政府組織の活動の調査、監査、および処理に協力する。

c) 外国非政府組織に関するデータベースの構築と運用に協力する。

d) 外国非政府組織のプログラムやプロジェクトが実施されている省や中央直轄市の人民委員会と情報を共有する。

e) 割り当てられた機能と任務に従って、外国非政府組織の活動を管理するための中心として機能するユニットをその下または下に割り当てる。

g) 当該組織から活動登録証明書または営業許可を付与されている国内の非政府組織の組織と外国非政府組織と提携して活動するに責任を負う。

h) 要請に応じて年次報告書および特別報告書を作成し、報告書の編集のために外務省および外国非政府組織委員会に直接または郵送またはオンラインで送付し、首相に報告する。報告書は、この議定の付録に指定されているフォーム No. 04 に従って作成されます。レポートの提出期限は、レポート期間の最終月の18日です。レポートされるデータは、レポート期間の前の年の12月15日からレポート期間の12月14日まで計算されます。

2. 詳細の責任：

a) 公安省は、外国非政府組織の違法行為を防止し、これに対抗する責任を負い、外国非政府組織の治安と秩序を国家管理する責任を負う。外務省と協力して、外国非政府組織のデータベース内の情報を保護および保存する。

b) 計画投資省は、外国非政府組織からの援助の管理と使用に責任を負います。

c) 内務省は、外国非政府組織と協力する国内協会、社会基金、慈善基金、宗教団体の組織と運営に責任を負う。

d) 財務省は、国家予算歳入の一部としての外国非政府援助のための財務の国家管理と、外国政府は国家予算収入でない非政府援助の財政管理に関する指導に責任を負います。

d) ベトナム国家銀行は、銀行業、マイクロファイナンス、反マネーロンダリング、非政府組織、外国政府の援助に関連するテロ資金供与の分野で国家管理を実施する責任を負います。

第 24 条. 省、中央直轄市の人民委員会の責任

1. 現地における外国非政府組織の活動を指導および管理する。

2. 要請に応じて、付与、延長、変更、追加、再発行のための書類の評価、ならびに外国非政府組織の登録書の停止、終了、および取消における調整。

3. ベトナムの法律に従って外国非政府組織の現地での活動に対する違反の調査、監査、処理を調整する。

4. 外国非政府組織に関するデータベースの構築と運用に協力する。

5. 外国非政府組織の活動に助言し、管理するための中心として機能する外交問題諮問機関を割り当てる。

6. 要請に応じて年次報告書および臨時報告書を作成し、報告書を要約するために外務省および外国非政府組織問題委員会に直接または郵送またはオンラインで送付し、首相に報告する。報告書は、この議定の付録に指定されているフォーム No. 04 に従って作成されます。レポートの提出期限は、レポート期間の最終月の 18 日です。レポートされるデータは、レポート期間の前の年の 12 月 15 日からレポート期間の 12 月 14 日まで計算されます。

セクション 2. 関連機関および組織の責任

第 25 条 外国非政府組織に関する作業委員会の責任

外国非政府組織委員会は、セクター間の調整機制であり、その常任機関はベトナム友好組織連合であり、次のタスクを実行します。

1. 外国非政府組織の活動に関連する重要かつ学際的な問題を解決するための首相の方向性と解決策を研究し、提案すること。

2. 外国非政府組織の活動に関連する問題を解決するために、省庁、省庁同格の機関、および政府に付属する機関の間で調整を行う。

3. 外国非政府組織に関する法的文書に関する意見を提供すること。
4. 関連する省庁、支部、地方自治体から文書を受け取り、意見を収集し、組織の登録証の付与、延長、変更、追加、再付与の申請書について意見を述べる。外国非政府組織等への審査及び結果を外務省へ提出する。
5. ベトナムの法律の規定に従って、外国非政府組織の活動に対する違反の調査、監査、処理を調整する。運用停止の決定、運用終了の決定を受け取り、外国非政府組織に通知する。外国非政府組織の登録証明書を取り消す。
6. 外国非政府組織に関するデータベースの構築と運用に協力する。
7. 外国非政府組織の活動、活動分野、活動範囲を省庁、省庁同格機関、政府機関、省、中央直轄市の人民委員会、関連する苗床に通知する。
8. 外国非政府活動に関する情報をベトナムのパートナー機関および外国非政府組織に広め、提供する。
9. 政府報告情報システムおよび情報センターを通じてデータを接続および共有し、外国の非政府活動について、要求に応じて年 1 回または不定期に首相に報告する。報告書は、この議定と共に発行された付録に指定されているフォーム No. 07 に従って作成されます。定期報告書の提出期限は、報告期間の最終月の25日です。レポートされるデータは、レポート期間の前の年の 12 月 15 日からレポート期間の 12 月 14 日まで計算されます。
10. 首相によって割り当てられた外国非政府組織の業務に関連するその他の任務を遂行する。

第 26 条 ベトナムパートナー機関の責任

ベトナム法の規定に従って外国非政府組織との協力で外国非政府組織の登録証明書の内容を展開する。

第七章 施行規約

第27条 効力

この議定は組織の登録と運営管理に関する政府の 2012 年 3 月 1 日付の議定 No. 12/2012/ND-CP に取って代わり、2022 年 11 月 1 日から発効する。

第 28 条 移行規定

1. この議定の発効日以降、2012 年 3 月 1 日付の政府令第 12/2012/ND-CP 号に基づいて発行された外国非政府組織の登録証明書は期限まで効力を持つ
2. 非政府組織の登録および運営管理に関する政府の 2012 年 3 月 1 日付議定第 12/2012/ND-CP 号の規定に従って、プロジェクト事務所の登録証明書が発行されました登録証明書は上記の議定の規定に従って、有効期限まで追加および再発行され、その後、運用登録証明書または事務所設立登録証明書の形式への変換が検討されます。

第 29 条 実施責任

1. 外務省は、この議定の実施を指導し、監査する責任を負う。

2. 大臣、省庁同格機関の長、政府付属機関の長、外国非政府組織の委員会の委員長、省および中央の人民委員会の委員長が運営する都市 中央政府、ベトナム友好組織連合の会長、および関連機関の長は、この議定の実施に責任を負います。

受取者：

- 党中央委員会の事務局；
- 首相、副首相；
- 省庁、省庁同格の機関、政府に付属する機関。
- 省および中央直轄市の人民評議会、人民委員会。
- 党中央委員会と党委員会の事務所；
- 書記長の事務所；
- 国家首席事務所；
- 国家議会の民族評議会および委員会；
- 議会議務所；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家監査；
- 国家金融監督委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 組合の中央機関。
- ベトナム友好団体連合；
- 政府機関：BTCN、PCN、首相のアシスタント、局、所属機関、関連部署、官報；
- 保存：VT、QHQT (2)。

政府代表

首相代行

副首相

ファム ビン ミン